

国際金融機関 / ECA 等における環境ガイドライン等の概要とその運用状況

No	項目	US: 米 国 輸 入 出 行 (Ex-Im Bank)	ドイツ: ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス: フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス: 英国輸出信用保険局 (ECGD)	US: 海外民間投資公社 (OPIC)	世界銀行 (IBRD)	欧州復興開発銀行 (EBRD)	日本: 国際協力銀行 (JBIC) 日本貿易保険 (NEXI)
1	設立の根拠法	The Charter of the Export-Import Bank of the United States (the Export-Import Bank Act of 1945) (米輸銀憲章)	株式会社のため、特定の根拠法があるわけではない。但し、政府資金が使われていることから、行政法のもと活動している。また、輸出保証各省間委員会の運営を規定したガイドラインがある。	特になし	「1991 年輸出投資保障法」(The Export and Investment Guarantee Act 1991)	1969 年対外援助法 第 231 条 (1971 年に国務長官管轄の政府機関として発足)	国際復興開発銀行協定	The Agreement Establishing the European Bank for Reconstruction and Development (1990 年)	JBIC: 国際協力銀行法 NEXI: 独立行政法人通則法 貿易保険法
2	政府との関係	連邦政府機関	ユーラー・ヘルメスは、1917 年以來、連邦政府と契約を結び公的輸出信用の業務を行っている。250 万ユーロ以上及びセンシティブな案件の意思決定は、輸出保証各省間委員会において行われている。	中長期の公的輸出信用を政府契約に基づき代行している(全体のビジネスの 10% 程度の規模)。最終コミットメントの前に省庁間委員会にかけられ、そこで決定が行われる。	英国貿易投資省 (Ministry of Trade and Industry) の外局とされている。ECGD には省庁間委員会はない。そのかわりにリスク委員会において、週 2 回、カテゴリ A 案件について、または環境に限らず協議が必要な案件が話し合われる。	連邦政府機関			JBIC: 全額政府出資であり、財務大臣の監督のもと、わが国の輸出入、海外における経済活動の促進、または国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等を行う。 NEXI: 全額政府出資。日本政府が再保険することで、NEXI の信用力を補充している。
3	規模 (承諾額) ¹	形態別承諾額 (2004 年、米ドル) 融資: 2 億 2710 万 保証: 85 億 3310 万 保険: 45 億 6080 万 合計: 133 億 2100 万	政府委託業務の新規付保額 (2003 年、百万 EUR): 15,988.7	業種別収入実績 (2004 年、百万 EUR) 輸出信用保険: 389.8 国内信用保険: 359.9 保証業務: 51.5 収入合計: 1,130.8	中長期輸出保険・保証付保額 (2004 / 2005、百万ポンド): ハイ・クレジット及びサブライズ・クレジットファイナンス: 800 サブライズ・クレジット保険: 843 海外投資保険: 351	形態別 (2004 年、ドル) 保険: 13 億 5,210 万 直接融資・保証: 18 億 8,390 万	承諾額 (2005 年、米ドル) 136 億 1100 万 (118 件)	承諾額 (2004 年) 4,133 百万 EUR	JBIC 承諾額 (2005 年度) 13,414 億円 (国際金融等業務) NEXI 引受実績 (2005 年度) 12.8 兆円
4	環境ガイドライン等の名称、位置づけ	憲章 13 項 (Environmental Policy and Procedure) に基づき策定された「Environmental Procedures and Guidelines」(1995 年策定) は、米国国内で適用される NEPA (国家環境政策法) の精神にもとづいている。2004 年 7 月にコモンアプローチに対応するための改訂が行われている。	Guiding Principles Environment Consideration of ecological, social and developmental aspects を 2001 年 4 月に策定している。2004 年 1 月 1 日より OECD コモンアプローチを基本的に適用している。そのため、上述の独自のガイドラインを参考にすることはほとんどない。	OECD に基づき Coface の支援事業における環境配慮についての基本的な概念を示す環境政策、実施手続き、火力発電、大規模ダム、石油・ガス、建設事業に関するセクター別のガイドラインを設けている。	2000 年 12 月に <u>Business Principles</u> が策定された。これは、ECGD の持続可能な開発、人権保護、途上国支援、業務に関する公正な取り組み姿勢、透明性等に関する政策を明らかにしたものである。また、プロジェクトの環境社会影響を評価するための手続・手順を示したのが、 <u>Case Impact Analysis Process</u> で、ECGD が実施するプロジェクトの環境社会影響分析の内容を外部の関係者に説明する目的も兼ねている。	OPIC Environmental Handbook (Feb. 2004) (1999.4 発行、2004.2 改定、2006 年度改定予定だが、2007 年 2 月時点ではドラフトも未完成)	環境・社会的に持続可能な開発への努力に貢献し、また、世銀による融資プロジェクト、プログラム等が人々の生活や環境に悪影響を及ぼさないことを確保するために、セーフガード政策を設定している。このセーフガード政策は、10 の実施政策、銀行手続きを含む。 環境評価 / 自然生息地 / 林業 / 農業管理 / 文化財の保護 / 非自発的住民移転 / 先住民 / ダムの安全管理 / 紛争地域における事業 / 国際水路における事業 その他、借入国システムの活用を試行中。	環境に関する EBRD の基本方針を示した環境政策は、1991 年の EBRD 設立とともに承認され、その後環境政策は、内容を強化する目的で 1996 年と 2003 年の 2 回にわたって改定されている。 さらに、2007 年の末頃の改定をめざしている (社会面の強化など)。IFC のパフォーマンス・スタンダードなどの調和が見込まれる。現在、「協議計画」のコンサルテーションが実施されたところである。	JBIC: 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(JBIC ガイドライン)。旧日本輸出入銀行が行っていた業務 (国際金融等業務) と旧海外経済協力基金が行っていた業務 (海外経済協力業務) のそれぞれを対象としていた 2 つの「環境配慮のためのガイドライン」を統合したものである。2002 年 4 月 1 日付で制定・公表し、2003 年 10 月 1 日より施行。 NEXI: 「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」。2001 年 4 月 1 日に制定された旧環境ガイドラインを基に 2002 年 4 月 1 日に改正。2003 年 10 月 1 日より施行。
5	環境ガイドライン適用の例外	返済期間 2 年以下の案件及び 1,000 万 USD 以下の案件は除外される。なお、他の ECA が米輸銀より前に環境レビューを行っていても除外するということはない)	短期案件も中・長期案件と同様のスクリーニングの対象となる。再保険の場合、First insurer が OECD 加盟国の ECA である場合は、それを信頼し、スクリーニング手続きからは除外。	短期案件もスクリーニングの対象となる。航空、宇宙、軍事は除外される。参考: この分野に関しては、別の専門部局が設けられている。環境面の審査はしていない。	航空、軍事は除外される。金額、期間での閾値はもうけていない。参考: 航空機は、同じスペックのものを輸出するので、その都度スクリーニングを行う必要はない。軍需に関しては、これは別にその都度輸出ライセンスを必要とする。これに関わるのは DTI、DFID、Ministry of Defense など。ECGD の業務としては、航空機、軍需産業、その他でそれぞれ約 3 分の 1 である。	なし 禁止カテゴリに該当しないすべての案件はスクリーニングの対象となる。 短期・中長期など期間による区別はない。 なお、環境レビューの免除については、例えばイラク案件についてありうるが、このような場合は法に定められたとおり議会に通知しなければならない。	なし	カテゴリ分類、環境レビューはすべての案件について行われ、ガイドラインに則した評価が行われる。	JBIC: なし。なお、「1,000 万 SDR 相当円以下の事業」や「特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入人もしくは本行の関与が小さく、本行が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的に考えられる場合はカテゴリ C に分類されるが、その場合でもカテゴリ分類結果およびその根拠を事前に公表する。 NEXI: 償還期間 2 年以上の案件をすべて適用対象とする。センシティブ・エリアに該当しない 1,000 万 SDR 相当円以下の案件はカテゴリ C 分類。再保険の場合は、元受 ECA の環境審査結果を確認の上、スクリーニング手続は省略。

¹ 国際協力便覧 2005 / 2006

No	項目	US: 米 国 輸 入 出 行 銀 行 (Ex-Im Bank)	ドイツ: ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス: フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス: 英国輸出信用保険局 (ECGD)	US: 海外民間投資公社 (OPIC)	世界銀行 (IBRD)	欧州復興開発銀行 (EBRD)	日本: 国際協力銀行 (JBIC) 日本貿易保険 (NEXI)
6	環境ガイドライン等の特徴	10 のセクター別ガイドラインを設けている (世銀 PPAH や世銀グループの OP などから抽出した定量的・定質的ガイドライン)	OECD の CA をそのまま適用しているが、以下の 2 点について独自基準を用いている: <u>原子力発電所のプロジェクトには支援しない。</u> 2 年未満の短期案件もスクリーニング対象とする	・セクター別ガイドラインを設けている。 ・参照クライテリア、目標クライテリアをセクターごとに明示し、目標クライテリア以上を要求している。	非自発的住民移転、文化遺産や弱い立場にある集団への影響、強制労働や未成年労働力の使用などといった社会的側面の強調。新規または重大な拡張プロジェクトであって 鉱業・鉱物加工業 油田・ガス田 石油精製ないし関連パイプライン 100 メガワットを超える火力発電所 などの 16 のセクターを、カテゴリ A に相当するものとして例示。非自発的住民移転を伴うプロジェクトである場合には住民移転行動計画の作成が義務づけ。	6 つのカテゴリに分類しており、環境に明らかに肯定的影響を与える小規模で独立したプロジェクト (カテゴリ E)、禁止プロジェクト (カテゴリ F) など設けている。完全な環境影響評価 (EIA) もしくは初期環境監査、環境管理・モニタリング計画もしくは環境改善計画、また大規模な住民移転を伴う事業については、住民移転計画の策定が求められること、これらは OPIC のウェブサイトにおいて公開されることなどが規定されている。	10 の分野別に、実施政策 (Operational Policy)、銀行手続き (Bank Procedure) をもうけており、どの段階で何がなされなければならないのか明確である。さらに、実用的な Source Book、マニュアル、ハンドブックが充実している。	FI 事業については、EBRD は金融仲介機関との関係を構築する前に、金融仲介機関とそのポートフォリオに関して環境適正評価を実施するとされている。そのほか、スクリーニング段階で、環境監査の必要性についての判断が行われ、環境監査が必要なものはカテゴリ 1、必要ないものはカテゴリ 0 にそれぞれ分類される。この際、プロジェクトスポンサーの既存のプロジェクトもしくは会社施設の過去及び現在の稼働による影響が評価される。	JBIC/NEXI: 現地住民の参加の促進と対話の重視、プロジェクトに起因する住民移転、HIV/AIDS 等の感染症対策、子どもの権利・先住民・女性への配慮等の社会面の配慮も対象としている点、積極的な情報公開を謳っている点、また他 ECA には例のない異議申立手続きを定めている点など、また 26 のセクターを対象とした環境チェックリストを設けている。
7	カテゴリ別案件数	2005 年 カテゴリ A: 5 件 カテゴリ B: 7 件	2005 年実績は、127 案件 カテゴリ A: 9 件 カテゴリ B: 52 件	2005 年、環境レビューを経たのは以下の 57 事業である。 カテゴリ A: 11 件 カテゴリ B: 31 件 カテゴリ C: 15 件	2005-2006 年 高影響: 4 件 中影響: 2 件 低影響: 19 件 (List of Guarantee issued 2005-2006 をカウント)	2005 年 (審査中案件含む) は 193 件の内訳 カテゴリ A 11 件 (6%) カテゴリ B 111 件 (58%) カテゴリ C 53 件 (27%) カテゴリ D 18 件 (9%) カテゴリ F 0 件 (0%)	2004 年 (計 87 件) カテゴリ A: 約 9 件 カテゴリ B: 約 47 件 カテゴリ C: 約 24 件 カテゴリ FI: 約 7 件	2003 年 (計 119 件) カテゴリ A: 7 件 カテゴリ B: 64 件 カテゴリ C: 24 件 カテゴリ FI: 177 件	JBIC: (2005 年度) 国金 円借款 計 カテゴリ A: 8 件 34 件 41 件 カテゴリ B: 11 件 46 件 57 件 カテゴリ C: 72 件 16 件 88 件 カテゴリ FI: 9 件 4 件 13 件 NEXI (2005 年度) カテゴリ A: 8 件 カテゴリ B: 18 件 カテゴリ C: 91 件
8	環境部局の体制	エンジニアリング・環境部 (E&E 部): 14 名	Sustainability Department: 5 名	環境局: 2 名	Business Principles Unit: 3 名	投資政策室 (Office of Investment Policy) の下に環境グループ (Environmental Group) があり、4 名のフルタイムスタッフ	Quality Assurance and Compliance Environmentally and Socially Development が 150 名 (地域事務所含む)。	環境局に 40 人程度。うちモニタリングのみに専念するスタッフが 1 名。	JBIC: 環境審査室 (2003 年に環境社会開発室から改名) に職員 20 名程度 (国際金融等業務、海外経済協力業務担当を含む) を配置。なお、海外における環境改善事業の支援を一層強化することを目的として、2006 年 10 月、環境ビジネス支援室を新設。 NEXI: 環境グループに職員 5 名。
9	意思決定における環境レビュー結果の反映	理事会による意思決定の際、E&E 部が作成するボード・メモランダム (非公開) が提出され、考慮される。理事会が承諾拒否するには、クレジット 経済影響 (米国の輸出に影響するかどうか) 環境 - という三つの理由が与えられている。	輸出保証各省間委員会において、事業の環境社会側面、ヘルメスが行った環境レビューの結果等をベースとした検討が行われる。	意思決定の際、環境局が実施する環境レビューの結果及び勧告が文書の Appendix として提出され、考慮される。通常はこの勧告が意思決定に反映されるが、反映されない場合は、意思決定者がそのことについて正当化する必要が生じるため、歯止めとなっている。	BPU は保険の引受を行う部署に対して、案件を引き受けるべきか、また環境に配慮した条件をつけるべきかなどの提案を行う。理論的には、引受人は環境部署からの提案を無視することはできるが、通常は考慮にいれる。環境に関するレポートを作成し、それをその案件の引受を担当している人・部署に提出する。CE はさらに部下へ引受の権利を委譲できる。環境報告は、引受部門に提出される。	契約締結の最終決定権は OPIC 総裁にある。環境審査から導き出された提言は、契約書作成のため、法務部門に送られる。	アイデンティフィケーション、事前アプライザル、アプライザル、L/A の各段階において、順次環境社会配慮事項が検討される。	事業のコンセプト段階において、ポテンシャルな環境影響を把握する。この段階でのレビューの目的は、まず事業のカテゴリ分類を行い、また適切な Due Diligence を計画することである。そのあとファイナル・レビューが行われる。この段階で、Due diligence が完遂される。環境局は業務委員会に環境レビューの結果を報告し、案件は理事会にかけられる。環境政策が十分達成されない可能性がある事項はすべて強調される。ここで、環境面に関するレビュー結果も含めた検討・決定が行われる。	JBIC/NEXI: 環境レビューの結果を、融資 / 付保等の意思決定 (融資等の実施の可否、条件付けの要否・内容) に反映する。
10	環境的側面から申請を断った経験の有無	環境的側面を理由に理事会において承諾拒否された有名な案件は 2 件 (中国・三峡ダム、ペルー・カミセア)。	断ることはない。いかに環境面で事業を向上させるかのコンサルテーションをする。場合によっては、時間がかかりすぎる等の理由で、輸出者が自ら申請を引き下げることはある。	有。環境局の勧告に基づき、 <u>環境・社会面でガイドラインを満たさないという理由で申請を断った例はある。</u> 環境局の勧告に反してサポートした例もある。その際は決定者は説明責任を負う。	もしプロジェクトが関係する国際基準を満たさない場合は、輸出者や事業主に、 <u>事業が基準に合わせるようにしてもらおう。</u> これが成功しない場合は融資はしない。))	2005 年に、カテゴリ分類不適格、あるいは、環境パフォーマンスに関して国際的な規準を満たすことができないことを理由に 4 件の申請を却下している ・ペルーのガス輸出プロジェクト (重要な森林地帯からのガス調達が含まれていた) ・モロッコの製油プロジェクト (国際的な排出基準を満たすことができなかった) ・エクアドルの観光プロジェクト (国立公園の境界線内だった) ・ガーナの鉱山プロジェクト (5,000 人以上が移住しなければならなかった)		有 (詳細不明)。しかし、多くの環境リスクの高い案件は理事会レビューにかかる前にふるい分けされていく。	JBIC: 環境社会配慮確認の結果を意思決定に反映。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。 NEXI: 環境社会配慮確認の結果、事業者の環境社会配慮が不適切であることが判明した場合には、事業者へ適切な対応を行うよう働きかけを行い、仮に事業者が適切な対応を行わない場合には、謝絶することもあり得る。これまでのところ謝絶した実績はない

No	項目	US: 米国輸出入銀行(Ex-Im Bank)	ドイツ: ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス: フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス: 英国輸出信用保険局 (ECGD)	US: 海外民間投資公社(OPIC)	世界銀行(IBRD)	欧州復興開発銀行(EBRD)	日本: 国際協力銀行(JBIC) 日本貿易保険(NEXI)
11	環境レビューにおいて使用する基準	「プロジェクト実施国のガイドライン及び国際的なガイドラインに適合するもの。国際的なガイドラインとして世銀の PPAH 及びセーフガードポリシーを参照する」となっており、実際にはプロジェクトごとに各種基準のマトリックスをつくり、どの基準も超えないように対応するので、最も厳しい基準がプロジェクト基準になることが多い。	輸出者はホスト国の基準には従わなければならない。その他は世銀基準(セーフガード政策含む)を使用。(地域開発銀行の基準を使うこともありうるが、現在までそのような経験はなし) 場合によっては、ドイツ国内で使用されている基準を使用。ドイツ国内の基準というのは通常ホスト国または国際基準よりも高水準。	世銀 PPAH、セーフガード政策、WHO 基準、IFC の PS などの国際基準。また、住民移転、協議、少数民族などに関する質的な基準としては世銀のセーフガード政策を使用している。	世銀グループの基準(特に IFC のもの)、セーフガード政策など。また、WHO、地域開発銀行、UK/EU 基準などが適宜使われる。さらに、プロジェクトの実施国の基準が国際的な基準より厳しい場合は、実施国の基準が使われている。	世銀「汚染防止・削減ハンドブック(PPAH)」と PPAH がカバーしないセクター等には世銀の General Environmental Guidelines および IFC の Occupational Health & Safety Guideline、特定のケースで世銀の基準がカバーしていない場合や対応が適切でない場合は、アメリカ連邦基準、世界保健機構(WHO)およびその他の国際機関の基準(例:FSC や世界ダム委員会のガイドライン等)	「汚染防止・削減ハンドブック」で、39 セクター毎の排出基準等や対策技術レベル、39 セクターに含まれないセクターの一律排出基準値(General Environmental Guidelines)を示している。	環境レビューにあたって用いられる基準は、プロジェクト実施国の国内基準及び EU の環境基準で、これらに該当する基準がない場合は世界銀行グループのガイドライン等を使うとしている。 なお、セクターごとに(たとえば鉄鋼セクター)、公害を防止するための EU の Directive Code のもとに厳しいガイドラインがあり、またガイドランス・ノートがある。これを適用する。	JBIC/NEXI: 現地国・地域の法・基準等にそったものであるかどうかを確認する。さらに、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。両者に大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認する。確認の結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。一般的には、国際的基準として、国際条約、世銀の Pollution Prevention and Abatement Handbook (PPAH) 等、その他の国際機関等の基準、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照する。
12	国際基準からの逸脱はどのようなときに許容するか	「96~97 年ごろには場所によってはそういうことがあったが、ここ数年ではあまり見られない。社会側面、例えば再移住計画などに関する基準を逸脱しているかどうか、yes と no と二者択一ではっきりしているものではないことにも注意が必要だ。逸脱しているかどうかは ECA 自身ではなく、第三者が判断すべき問題ではないだろうか」	騒音レベルが世銀基準より高いケースがあったが、その場合民家が近くになかったため、許容されるレベルと考えられた。	住民移転、協議、少数民族配慮など、「質」的な基準を含め、逸脱を許すことは基本的にない。 2つの複合的な加工プロセスの排出総量が、利用可能な削減技術を駆使しても世銀基準をわずかに上回ったことについて、許容した例はある。	国際基準よりも高水準への逸脱は許容するが、低水準への逸脱は許容しない。例外は極端な場合である。例えば、某国でセメント工場建設事業があり、そこから排出されるダスト量は世銀の基準を上回ったが、そこは砂漠の中で、すでに外気の通常のダスト量が基準のはるか上をいっていた。このような場合は、その工場からのダストを高価な装置を入れ規制する意味がないため、許容した。 (参考)「ベンチマーク」は、ある基準と比較し、その基準以上に合わせるという意味であるが、国によってはそう理解していないようだ」	N.A.	借入国の法規や現地の状況に応じて、異なる基準が提案されることもありうる(OP4.01 パラ6)。	たとえば、下水道処理施設のスペックによっては、放流水が EU 基準を満たすような設計にすることが非常に難しく高価であることがある。しかし、現在垂れ流しにされている状況よりははるかに環境効果が改善される。このような場合には、放流水の水質が EU 基準を逸脱しても可とすることがある(周辺の環境にもよる)。	JBIC/NEXI: 一義的にはまずホスト国の基準の遵守の確認を実施。世銀/IFC や先進国等の基準は参照するが、それと大きな乖離のある場合は、国による事情の違い、現地の社会慣行等を鑑みつつ、国際基準との差異の理由を確認し、国際基準と乖離を許容するかどうかの判断は、そのプロジェクトの特性を鑑み、実質的に影響がないかどうかにより、最終的な出融資/付保等の意思決定を通じて行う。
13	条件付け	「日常的に行っている」「環境ガイドラインが遵守されていることを米輸銀自らが検証する必要」と「環境ガイドラインを遵守しようという事業者のコミットメントがどれくらいあるのかを見ることも必要」	住民参加の促進、透明性を向上させるなどの措置、軽減策の策定・提出をファイナル・コミットメントの前に求めたことがある。	予備的なコミットメントの段階で、環境局の勧告に基づき、最終コミットメントが行われるための環境条件が付けられることもある。内容は国際基準を遵守できるような事業設計の変更、意味のある協議の徹底、移転地の変更など。 また、契約文書に環境側面の条件が盛り込まれることもある。	必要に応じて、適用されるべき基準、環境社会管理計画の実施などを条件とすることがある。また、保証が有効になるための先行条件がつけられることもある。大きなプロジェクトファイナンスなどをサポートする場合は、行動計画の実施を要求する。	カテゴリ A および B に対しては契約文書等に環境および/あるいは労働安全・衛生に関する条件を含める。特にカテゴリ A プロジェクトに対しては、下記の要件が求められる。 ・世銀やその他の国際機関が発行しているセクター別のガイドラインや労働政策、ホスト国の法規を遵守していること ・環境管理およびモニタリング計画を作成、実施すること ・労働健康・安全計画を作成、実施すること ・環境、健康、安全遵守の年次報告提出 ・人命を損失したり、環境に不可逆な影響をもたらす事故が発生した場合は、48時間以内に OPIC に通知すること ・OPIC の定める全ての環境・社会条件を遵守しているかどうかを評価する第三者による独立監査を最低 1 回実施すること	必要な条件を融資契約に盛り込んでいる。 なお、アプレイザル実施にあたっての要件もあり、下記が満たされない場合は、アプレイザルの延期等の措置がとられる。 ・A および B 案件については、EA 報告書が世銀と借入人が事前に合意した実施要領に沿っている。 ・被影響住民や現地 NGO と協議がなされ、それらの人々の見解が検討されている。 ・環境管理計画により影響緩和策、モニタリング、必要に応じ、環境管理に関わる組織能力強化などが明記されている。 ・非自発的住民移転を伴う案件については、世銀の OP4.12 に合致する住民移転文書の案が作成され、世銀に提出されており、また、移転住民や地元の NGO などが参照できる場所で公開されている。	適用されるべき基準、たとえば EU 基準が守られなければならないなど、また、事業において実施されるべき環境面、社会面での行動計画が交渉され、融資契約の約款として盛り込まれる。 レバレッジをきかせるために、事業をいくつかの段階に分け、ある環境・社会面の 이슈がクリアされてから次の段階に進むという枠組みを考え、契約に盛り込まれることもある。	JBIC/NEXI: 適切な環境社会配慮が実施される見込みがない場合は出融資/付保を実施しないこともありうる(内容によっては貸付実行の条件として契約文書に盛り込む場合もある)。

No	項目	US:米 国 輸 入 出 銀 行 (Ex-Im Bank)	ドイツ:ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス:フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス:英国輸出信用保険局 (ECGD)	US:海外民間投資公社(OPIC)	世界銀行(IBRD)	欧州復興開発銀行(EBRD)	日本:国際協力銀行(JBIC) 日本貿易保険(NEXI)
14	どのような環境条項を契約文書に含めるか	・環境ガイドラインを遵守するために必要な条件 ・環境モニタリングに関する事項	必要に応じて環境条項を契約に盛り込む	国際基準の遵守 その他案件によって異なる	基準の遵守、環境社会管理計画の実施など	上記		基準の遵守、環境行動計画の実施、モニタリング。事業が進行し、次なるステップに行く際、クリアされる事項など。	JBIC / NEXI: ガイドラインに基づいた各種条件(モニタリング等)の履行の遵守。
15	環境ガイドラインの実施上の課題(または重要事項)は何か	・支援実施後に影響力をいかに確保するかが課題、契約文書等で条件付けをした上でモニタリングが重要になってくる ・環境モニタリングやステークホルダーとのコミュニケーションなどはホスト国の透明性に大きく関連する	遅い段階にしか関われないという課題がある。 情報が少ない場合、 <u>情報収集が課題</u> となる。例えば、輸出者はあるプロジェクトのごく一部の入札をしたような場合。場合によっては、大使館に助けを求めたり、他の ECA に情報を求めたりすることもある。さらに、ECA のレバレッジの問題、時間などの問題がある。	・事業者の環境管理能力 ・協議、ステークホルダー、関心を有するグループとの議論 ・ <u>環境局としての独立性の維持が重要。意思決定に対するレバレッジ</u> ・案件を改善する時間的余裕があまりない ・ <u>遅い段階での関与については、「確かに難しいが、必要に応じて協議等のやり直しを求めるか、それが不可能な場合は環境局としては公的サポートはできないと言わざるを得ない」。</u>	環境影響にかかる情報収集が困難である。とくに、バイヤーに直接接触しづらい場合に困難を感じる。他の ECA とも共同で、国際入札の場合、入札書類と同時に環境影響評価などの書類も提供することを要請している。	環境影響評価と意思決定にそれを反映させること、ステークホルダーとのコミュニケーション、モニタリング、情報公開などすべてにおいて共通し、かつ最大の課題となっているのは人的資源などの不足	・セーフガード政策の一貫性・わかりやすさ ・融資事業の変化への対応 ・借入国側の既存の法令・慣行とのギャップ ・借入国のキャパシティ・オーナーシップ		JBIC: ・借入国の法制度、法の執行能力、環境管理能力 ・調査時間の不十分さ ・現地の情報の確保(政府機関、実施機関以外の情報の確保) ・出融資承諾後のモニタリング ² ・関与のタイミングが遅く、事業設計の初期段階に関われない場合がある。実施主体に対して極力早めにスクリーニングフォームの提出を求めるなど、出来るだけ早期の関与を目指している。 ・なお、近年では OECD 諸国以外の国の輸出信用機関など競争相手が増えてきており、いわゆる競争上の equal footing が確保できない場合もあり、ガイドラインの厳密な適用による要求事項の増加により、資金需要側が環境社会配慮に関して要求事項の多くない貸手を選び、結果として現地での環境社会配慮の質が低下することもあることを認識。 ³ NEXI: 関与のタイミングが遅い、間接的な関与であるため、働きかけが間接的である点。
16	住民協議の確認方法	事業実施者などが行った協議の確認を行う。	事業実施者などが行った協議の確認を行う。確認結果に基づき、住民参加の程度、透明性についてリクエストを行うことはある。	「意味のある協議」をファイナル・コミットメントの前に確認する。 「意味のある」協議の確認は一律にその手法が決められるものではなく、難しいこともあるが、その国や住民の特性をよく知ることにより確認は可能であるとしている。	事業実施者などとステークホルダーとの協議を確認。	すべてのカテゴリ A プロジェクトは、現地で影響を受ける全てのステークホルダーと意味のあるコンサルテーションを開くことが求められる。このコンサルテーションの内容は完全に環境社会影響評価(ESIA)に記載することとし、同評価書は最終決定の 60 日前には OPIC ウェブサイトにて公開される。	議事録、現地実査を通じて確認。世銀の支援によって住民協議が行われることも多い。 なお、すべてのカテゴリ A 及び B 案件についての公開協議が、環境評価の処理中のできるだけ早い段階実施されなければならない。特にカテゴリ A 案件の場合は、借入人は スクリーニング直後で環境評価の実施要領の作成前、環境評価報告書の素案作成直後の少なくとも 2 回の協議を開かなければならない。また、カテゴリ A 案件については、環境影響評価報告書に協議の記録を添付することも定めている。	事業実施者などが行った協議の確認を行う。	JBIC/NEXI: 実施機関とステークホルダーの間の協議を、議事録、現地実査などを通じて確認。

² 以上は「開発金融機関による環境社会配慮実施確保に係る課題」(2005年3月)より。

³ 以上、2007年1月ヒアリングによる。

No	項目	US: 米 国 輸 入 出 行 銀 行 (Ex-Im Bank)	ドイツ: ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス: フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス: 英国輸出信用保証局 (ECGD)	US: 海外民間投資公社(OPIC)	世界銀行(IBRD)	欧州復興開発銀行 (EBRD)	日本: 国際協力銀行 (JBIC) 日本貿易保険 (NEXI)
17	公開	環境審査の対象となっている案件は米輸銀の HP にリスト(案件名、場所、概要)を公開。カテゴリ A の EIA はスポンサーの了承を得た上でコピー入手を可能な状態にしている(少なくとも最終コミットメントの 30 日前)。 Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006 (2006 年 12 月)により、 <u>環境影響評価書に加えて、改善計画・手続き、緩和計画・手続き、関連するモニタリング・レポートなど環境関連文書が、情報公開の対象に含まれることとなった(米輸銀憲章 11(a)1 の修正)</u> 。 また、その他の情報に関しては、公衆からの要求に応じて情報公開することをすべての連邦機関に義務付ける「The Freedom of Information Act (FOIA, Section 552 of Title 5 of the United States Code)」に基づき情報開示。	保守義務はあるが、それ以外ではできるだけ情報公開はするようにしている。現在保険供与しているものについてのリストは英語(事後公表)。カテゴリ A のものについては英語の情報がないが、載せるよう努力していくつもりである。	カテゴリ A については、ウェブサイトから環境文書へのリンクを張るが、Coface に問い合わせれば環境文書が入手できるようにしている。事業実施機関の公開が望ましいが、必要であれば Coface 自身も公開する。 <u>住民移転計画、環境管理計画なども公開。</u>	カテゴリ A (リスク「高」)については EIA よりも、 <u>もっと詳細な情報を公開するようにしている</u> 。ウェブサイトには、申請を受けた比較的すぐに公開し、決定前の 60 日間は公開するようにしている。	カテゴリ A については、申請者に対して、EIA 及び初期環境監査を、ビジネス上の秘密情報を保持した形で公開できる状態で提出することを求める。 環境グループがカテゴリ A プロジェクトの環境審査要請を受けた時に、プロジェクトの性質と場所を OPIC のウェブサイト上で公開する。また、決定前の 60 日間はパブリック・コメント期間とし、該当プロジェクトの EIA 及び IEAU を公開する。また、新しい「反汚職および透明性に関するイニシアティブ (Anti-Corruption & Transparency Initiative)」に基づき、以下についての公開を行う(すべて OPIC のウェブサイト上)。 ・ EIA や IEAU に加えて、環境管理計画、環境モニタリング計画、環境回復計画 ・ 理事会の議事録、決定事項等 ・ カテゴリ A に使用される環境社会約款の基準 さらに、住民移転を伴う事業であれば、住民移転計画についても公表する。	世銀は、環境評価手続きの中で、借入人が積極的に公開協議を実施するよう求めるとともに、世銀自ら情報公開に取り組んでいる。情報公開について世銀は、世銀本部のインフォショップと呼ばれる情報拠点施設や東京およびパリの情報センター、Web サイトを通して、案件の概要や事業審査調書 (PAD)、事業情報文書 (PID)、環境評価報告書、住民移転文書などを公開している。 特に、カテゴリ A 及び B 案件については公開協議に先だって、借入人に対して、協議に参加する被影響集団・団体が理解・入手可能な言語と形式による関連資料の提供を要求している。	EIA に加え、事業概要文書、環境管理計画、住民移転計画、住民協議計画、その他関連する環境社会文書を公開。公開のタイミングは最低でも下記を満たすこと。 ・ EIA 対民間融資: 理事会開催の 60 日前 対政府融資: 理事会開催の 120 日前	JBIC/NEXI: 1. スクリーニング後: プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクト概要、セクター、カテゴリ分類およびその根拠をできるだけ速やかに公開。意思決定 ⁴ に先立ち十分な時間的余裕を確保することとされている。 2. 意思決定前: ウェブサイトにカテゴリ A および B 案件について、EIA および借入国の環境許認可証明書等の主要な文書の入手状況を公開(ウェブサイト上): カテゴリ A 案件については、円借款で 120 日程度、国際金融等業務で 45 日程度、NEXI は 45 日程度前。 ・ A 案件については EIA を公開している(ウェブ上ではない)。 ・ B 案件についても、EIA を入手できている場合には、それを公開している(ウェブ上ではない)。 3. 融資契約後: カテゴリ A、B、FI 案件について、環境レビュー結果 ² (ウェブサイト)。
18	遅くしか関与できないことについて	関与のタイミングの違いについて、「より厳しいガイドラインを持つ金融機関がより遅いタイミングで関わってきた場合に問題が生じる」と指摘	ECA が直面する構造的な障害である。	「困難ではあるが、その段階で基準を満たしていなければ、「満たさなければサポートはつけられない」と言うしかない。」	「案件の事業形成段階からの環境影響評価などの公開・協議を事業者に求めている。」 「それによって、再度申請するときには状況が改善されていたこともある」	N.A			13.参照
19	申請を受けてから承諾までの期間	「カテゴリ A は 120 日で、最短でも 30 日はかかる。カテゴリ B についてはカテゴリ A より短く 30~90 日。ただし、サハリン 2 のように 3 年以上かかっているケースもあり、案件によって異なる。」	「案件によって異なる。プロジェクトファイナンスの場合は 6 ヶ月ほどかかるのが通常。通常のキャピタルグッズであれば、4 週間。」	「2 ヶ月から 3 年程度」	「カテゴリ C であれば、非常に短い期間に決定がなされる。サハリン 2 は 2001 年からはじまり、未だに決まっていない。カテゴリ B は数週間、カテゴリ A は数ヶ月から数年かかる。」	N.A	N.A	N.A	N.A
20	サイト・サーベいの頻度	カテゴリ A については、支援決定前には 90%、決定後は 100%。カテゴリ B については 1 回またはゼロ。例えば BTC パイプラインでは決定前に 1 回、決定後に 2 回サイト訪問が行われた。	情報が不十分で現地へ赴いた方がいいと考えられる場合に、現地へ行く。通常は決定前。エンジニアと場合によっては引受人が行く。	今年は、2名のスタッフで 11 回のサイトサーベイを実施。環境局自らが行く(コンサルタントは雇わない)。ナムトゥン 2 については少なくとも 6 回程度ラオスを訪れた。「それでも十分ではないと感じている」。 さらに、センシティブな A 案件についてはモニタリングで現地実査を行っているが、モニタリングが必要な案件が年々増えていることが悩みの種である。	カテゴリ A に関しては、事前にサイトサーベイを行う。またほとんどのカテゴリ A プロジェクトに関しては、ECGD 以外に環境コンサルタントが頻繁に行き、事前のサイトサーベイ、またモニタリングを行う。BTC を 2003 年のプロジェクト開始時に訪れ、また今年 2006 年にプロジェクトを完了させている時に行き、最初と最後を見ることができた。	全てのカテゴリ A プロジェクトについては、(安全性が確保されていれば)決定前にサイトサーベイを実施し、カテゴリ B プロジェクトについても実施することがある。カテゴリ A プロジェクトについては、契約に基づき最初の 3 年以内に OPIC のスタッフがコンサルタントがサイトを訪問する。	頻繁に行っている。(銀行スタッフ、コンサルタントの双方)	頻繁に行っている。 モニタリングについては、2005 年では 26 事業(14 カ国)についてサイト・ビジットを行った。	JBIC: 頻繁に実施。カテゴリ A については基本的に専門のコンサルタントも雇用し、その専門的知識を活用しながら行う。

⁴ JBIC の異議申立て手続きに係るパブリック・コンサルテーションの中で、ODA 事業の JBIC としての意思決定のタイミングは、アプレイザル後の JBIC による政府への説明前であるという趣旨の説明がされている。これに伴い、異議申立の開始時期は、ODA については JBIC が案件に関する JBIC としての評価を示したとき以降とされ、その他の業務(国際金融等業務)においては融資契約調印後とされた(異議申立手続要綱)。一方、JBIC の FAQ においては、意思決定のタイミングは JBIC と借入人との間で融資契約を締結するときとされている。

² ウェブ上においては、実質 1~2 ページ程度の「環境チェックレポート」(円借款事業の場合は事業事前評価表)及びカテゴリ分類を行う際のスクリーニング・フォームが公開。

No	項目	US: 米 国 輸 入 出 入 銀 行 (Ex-Im Bank)	ドイツ: ユーラー・ヘルメス信用保険会社	フランス: フランス貿易保険会社 (Coface)	イギリス: 英国輸出信用保証局 (ECGD)	US: 海外民間投資公社 (OPIC)	世界銀行 (IBRD)	欧州復興開発銀行 (EBRD)	日本: 国際協力銀行 (JBIC) 日本貿易保険 (NEXI)
21	モニタリングの実施状況	カテゴリ A については定期的な報告を要求。報告の頻度はプロジェクトの内容、種類、プロジェクトの段階により異なるが、少なくとも四半期または半年に 1 回。独立したコンサルタントによる補足がつくこともある。これらのモニタリングについては契約条項に書き込まれる。	主にプロジェクトファイナンスにおいては、環境モニタリングを含めたモニタリングを実施することはここ数年通常実施されている。	センシティブな A 案件については、サイト・サーベイを実施している。環境局自らが行う(コンサルタントは雇わない)。	大きなプロジェクトでは、必ず行う。ECGD スタッフ自ら行うこともあるが、コンサルタントを雇うこともある。また、実際に ECGD の人間が現場を見ることの重要性も上層部(マネジメントレベル)に伝えている。	投資政策室 (Office of Investment Policy: OIP) が、すべてのプロジェクトをモニターする。セルフ・モニタリングは、12 ヶ月の操業期間を経たプロジェクトは、毎年「セルフ・モニタリング質問表 (Self-Monitoring Questionnaire: SMQ) を OIP に提出する。SMQ はオンラインで作成、提出することも可能。サイト・モニタリングは、3 年を 1 サイクルとして OIP がランダムにプロジェクトを訪問する。加えて、経済的、環境影響、従業員の権利に関する条件からセンシティブだと考えるプロジェクトについては、OIP が現地モニタリングを実施。	頻繁に実施されている。借入人によるモニタリング結果の報告、世銀スタッフによるモニタリング、第三者によるモニタリングなど。	現在までも、力をいれてきたが、今後は、直接融資、間接融資にかかわらずモニタリングにより力を入れていく。環境局においても、 <u>モニタリングの選定スタッフを新たに一人</u> 入れた。モニタリングは EBRD にとって不可欠の要素である。サハリンや BTC 事業などは、 <u>独立したコンサルタントを雇用する</u> 。融資先の会社もモニタリングを行い、EBRD に報告。EBRD はそれを独立したコンサルタントを通じてチェックする。カテゴリ A プロジェクトについては、 <u>影響を受ける住民に年次報告書を現地で提供するように要求される</u> 。	出融資担当部署が、契約当初に合意した借入人からのモニタリング結果報告をもとに確認を行っている。特にセンシティブな案件については、同部署からの要請に基づき環境審査室 / コンサルタントによるサイト・サーベイが行われることもある。
22	OECD コモンアプローチの評価	ピアレビューシステムは、報告、実践、モニタリングにおいてうまく機能している。 ・文言そのものというよりは実践状況の違いに着目しているが、経験の共有や報告や透明性を高めることで各 ECA による環境ガイドラインの実践状況を改善していけると考えている。 ・「環境審査について同じ枠組み」で ECA が実践していけるように、OECD の議論の場において米輸銀としては常に働きかけている。	効果的である。	よい第一歩である。CA により、多くの ECA が環境部局を設け、環境に力を入れるようになった。ただし、実施が重要である。	評価する。より堅固なものにしたいが、何も無いよりはましである。現行のものは修正を行い、解釈の余地を多く与える文章を改善すべきである。ただし、CA を改善したからといって、問題が解決するわけではない CA の適用、実施が重要である。				
23	償還期間 2 年以下の短期事業の取り扱い	スクリーニング対象から除外する。	2 年未満の短期の capital goods investments もスクリーニング対象とする	短期であっても同じ環境ガイドライン、手続きを適用している。公的輸出信用のうちの 3 分の 1 以下。	同じ手続きを適用している。				NEXI: スクリーニング対象から除外する。
24	気候変動防止に資する事業の優遇	環境手続き・ガイドライン第 16 項に「主要な温室効果ガスである CO2 の人為的な排出の管理を支援するために、発電セクターでのプロジェクトと他セクターでも排出量の多いものについては実践的な範囲で排出量を推計し記録に取る」とされている。また、第 15 項には「クリーンエネルギーやオルタナティブエネルギー、再生可能エネルギープロジェクトを含む環境面で有益なプロジェクトや製品を特定し、支援する」(環境関連輸出プログラム)とある。	OECD アレンジメントの 2005 年改訂による「再生可能エネルギーに対する優遇措置」を適用している。2005 年 7 月より適用。適用されるセクターは、風力、地熱、潮力、太陽、バイオエネルギー、また飲料水供給、排水処理プロジェクト。 風力発電で 2 件の実績がある (償還期間 15 年)。	OECD アレンジメントの 2005 年改訂による「再生可能エネルギーに対する優遇措置」を適用する。 ベネズエラにおける水力発電事業に 2007 年 1 月現在、Preliminary Commitment (いくつかの環境条件が付されている) が行われている (償還期間 15 年)。	OECD アレンジメントの 2005 年改訂による「再生可能エネルギーに対する優遇措置」を適用する。また、政府の再生可能エネルギー促進イニシアティブもあり、再生可能エネルギー産業を促進している。				JBIC/NEXI OECD アレンジメントの 2005 年改訂による「再生可能エネルギーに対する優遇措置」を適用する。
25	その他、特記事項	Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006 (2006 年 12 月) により、米輸銀の諮問委員会に環境 NGO から 2 名を加え計 17 名とすること(憲章 3(d)修正)、2 年以内に再生エネルギー金融の新規機会を特定することを目的とした再生エネルギー室を設置すること(憲章 2(b)(1)(k)実施に関連)も規定されている。							JBIC/NEXI: 異議申立制度あり。